

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q 私は外国債を保有しています。平成25年12月31日現在の外国財産の保有状況を所轄税務署長に提出することになると聞きました。具体的には、どのような場合に提出しなければならぬのでしょうか。また、どのような内容を記載しないといけないのでしょうか。他にも留意すべき点があったら教えてください。

A 平成25年12月31日における外国財産は、見積額で5000万円を超えて保有している個人は、所轄税務署長へ「本調書」を提出する必要があります。また、「本調書」では、外国債のみを記載し、外国債務については記載する必要はありません。平成26年3月15日(土)は、実際の提出日(平成26年3月17日)までに所轄税務署長に提出することになります。「本調書」制度は、近年、海外財産に関する所得の申告漏れや相続財産の申告漏れが増加していることから、設けられることになりました。「本調書」制度の主な内容は以下のとおりです。

1 提出義務者 日本の居住者(非永住者は除く)で、12月31日時点の外国財産の時価又は見積額で5000万円を超えて保有している個人は、所轄税務署長へ「本調書」を提出する必要があります。「本調書」では、外国債のみを記載し、外国債務については記載する必要はありません。また、所得税の確定申告の提出の有無や年齢に関係なく「本調書」は提出しなければなりません。従って、自分で財産を購入していても、贈与や相続等により多額の外国財産を所有することになった場合には、日本で確定申告を提出しない人でも、未成年でも「外国財産調書」を提出しなければなりません。

2 「本調書」の記載事項 「本調書」には主に以下の内容を記載します。①日本の住所又は居所②氏名③外国財産の区分(預金・有価証券等)④種類⑤用途⑥財産の所在地⑦数量⑧価額

3 外国財産の価額 5000万円超の判定は、12月31日時点の外国財産を円換算した時価又は見積額で判定します。時価又は見積額の具体的な算定方法は、今後、通達等により示される予定です。複数の国に外国財産を保有する方は、それぞれ換算レートの情報を入力して、円に換算する必要があります。

4 「財産及び債務の明細書」(以下、「明細書」という。)との関係 所得金額の合計額が2000万円を超える方は、所得税の確定申告の際に、「明細書」を提出する必要があります。そして、「明細書」には、外国の財産と債務も記載します。今後、「本調書」の提出義務がある方で、「明細書」の提出義務がある方は、両方とも提出する必要があります。ただし、両方とも提出される方は、外国財産については、「本調書」に記載し、「明細書」には、外国財産には記載しないこととなります。そして、「本調書」では外国債務は記載しませんが、「明細書」には、外国債務を記載することになります。

5 優遇措置 「本調書」を提出された方は、所得税、相続税の申告漏れがあった場合の過少申告加算税、無申

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

告の場合の無申告加算税について、加算税が5%減額されることとなります。

6 罰則

(1) 過少申告加算税又は無申告加算税の加重 「本調書」の提出がない場合又は提出された「本調書」に国外財産の記載がない場合(記載が不十分の場合を含む)に、所得税の申告漏れ又は無申告が生じたときは、加算税が5%加重されます。

(2) 故意の「本調書」の不提出又は虚偽記載等 「本調書」の不提出又は虚偽記載等を行ったときは、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金がかかります。

7 平成25年度税制改正大綱による対象資産の追加と除外

平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱において、国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券(国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。)が「本調書」の対象に追加されました。他方、国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券(外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。)が「本調書」の対象から除外されました。